

政令第 号

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第九十号）の施行に伴い、並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条第二項第三号及び第三項並びに第五条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第一百十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令

第一条を次のように改める。

（保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者等）

第一条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。以下「法」という。）第三条第二項第三号の就学に要する経費を負担すべき者として政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 第三条第一項に規定する者（次号において「生徒等」という。）に保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、法人である未成年後見人及び児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十三条の二第一項、第三十三条の八第二項又は第四十七条第二項の規定により親権を行う児童相談所長その他の文部科学省令で定める者を除く。以下この項において同じ。）がいる場合 当該保護者

二 生徒等に保護者がいない場合 当該生徒等（当該生徒等が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者）

2 第三条第二項第三号の保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者は、保護者等（前項各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をいう。以下この項及び第四条第二項において同じ。）の市町村民税所得割（高等学校等就学支援金（以下「就学支援

金」という。)が支給される月の属する年度(当該月が四月から六月までの月であるときは、その前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。第四条第二項第一号において同じ。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。)をいう。以下この項及び第四条第二項において同じ。)の額(保護者等が二人以上いるときは、その全員の市町村民税所得割の額を合算した額。第四条第二項第一号及び第二号において同じ。)が三十万四千二百円以上である者とする。

第二条の見出し中「私立高等学校等」を「高等学校等」に改め、同条第一項中「第四条第三項」を「第三条第三項」に改め、同項第一号中「私立高等学校等(法第二条第三項に規定する私立高等学校等)」を「高等学校等(法第二条に規定する高等学校等)」に改め、「高等学校定時制課程等(高等学校)及び「後期課程」の下に「(専攻科及び別科を除く。以下同じ。)」を加え、同項第二号中「私立高等学校等」を「高等学校等」に、「第六条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第二項中「第四条第三項」を「第三条第三項」に改める。

第三条中「第六条第一項の」を「第五条第一項の」に改め、同条第一号中「私立高等学校等」を「高等学

校等」に、「第四号」を「第六号」に改め、同条第二号中「第四号」を「第六号」に、「次号」を「第五号」に改め、同条第四号中「国立大学法人」の下に「及び地方公共団体」を加え、同号を同条第六号とし、同条第三号中「地方公共団体以外の者の設置する」を削り、「第六条第一項」を「第五条第一項」に、「以下同じ」を「次条第二項及び第五条において同じ」に、「高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）」を「就学支援金」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 地方公共団体の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程の定時制の課程（第五号に掲げるものを除く。） 二千七百円

四 地方公共団体の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程の通信制の課程（次号に掲げるものを除く。） 五百二十円

第四条第一項中「第六条第二項」を「第五条第二項」に、「私立高等学校等は」を「高等学校等は」に、「私立高等学校等と」を「高等学校等と」に改め、同項第一号中「私立高等学校等」を「高等学校等」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第六条第二項」を「第五条第二項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 保護者等の市町村民税所得割の額が十五万四千五百円未満である受給権者（保護者等（保護者等が二人以上いるときは、その全員。第三号において同じ。）が当該市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有する者である受給権者（次号及び第三号において「保護者等国内居住受給権者」という。）に限り、次号及び第三号に掲げる者を除く。） 当該受給権者の支給対象高等学校等について前条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に当該額の二分の一に相当する額を加えた額

第四条第三項第二号中「当該額」の下に「の二分の三に相当する額」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 保護者等の市町村民税所得割の額が五万三千三百円未満である受給権者（保護者等国内居住受給権者に限り、次号に掲げる者を除く。） 当該受給権者の支給対象高等学校等についての前条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に当該額を加えた額

第四条第三項を同条第二項とする。

第五条中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正)

第二条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第四十一号中「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に改め、「第三条第二項及び」を削る。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 前条の規定による改正前の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第二条第四十一号に掲げる公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第二項に規定する交付金(次項において単に「交付金」という。)については、なお従前の例による。

2 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる交付金に係るこの

政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(文部科学省組織令の一部改正)

第四条 文部科学省組織令(平成十二年政令第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第八号及び第三十五条第七号中「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に改める。

理由

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者等について定めるとともに、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、高等学校等就学支援金の支給限度額の加算に係る額を引き上げる等の必要があるからである。